

## 『かめやま生物多様性共生区域認定制度』の創設について

～生物多様性の損失を止め、人と自然との結びつきを取り戻すために～

### 1. 制度策定の背景

第2次亀山市総合計画において、市民の快適な生活を守る重要な施策として、生物多様性保全を位置づけています。(1. 快適さを支える生活基盤の向上- (9) 自然との共生- ③多様な生態系の保全)

さらに、市域における生物多様性保全を実現するため、第2次亀山市環境基本計画の中で、第3章（「共生」：人と自然の共生）を『亀山市生物多様性地域戦略』として位置づけ、この中では「動植物の保護」を行うだけでなく、「多様な主体への支援や連携・協力した取組」を行っていくことが必要と位置付けています。

こうした施策の方向を具現化する取り組みとして、市内において多様な主体が保全している OECM を市が認定する『かめやま生物多様性共生区域認定制度』を創設し、これを推進することにより生物多様性保全にかかる機運の向上、担い手や人材の確保・育成等を目指します。

### 2. OECM と国の戦略について

昨年度開催の生物多様性条約第15回締結国会議（CBD-COP15）において、2030年までの新たな世界目標が採択され、この目標に、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標が盛り込まれました。

そのような中、国は、国立公園等の自然が保護されている保護地域の内外を問わず、民間の取り組み等によって生物多様性の保全が図られている区域を自然共生サイトとして認定し、さらに、自然共生サイトのうち保護地域との重複を除いた区域を OECM (Other Effective area based Conservation Measure 保護地域以外で生物多様性保全に資する区域) として国際データベースに登録する制度を本年4月から開始しました。

### 3. 亀山市版 OECM 認定制度を創設する意義について

身近な地域において生物多様性保全に取り組んでいる市民や市民団体、農林業者、地元企業等の多様な主体の活動を評価し、その貢献を見える化し、取組みを継続していただく支援をしていくことが重要です。

こうしたことから、亀山市独自の OECM 認定制度である『かめやま生物多様性共生区域認定制度』を創設し、この運用を通して、市域における生物多様性保全の取組を認定してまいります。

#### 4. 『かめやま生物多様性共生区域認定制度』で目指す姿

本制度において認定を行うことで、市域において生物多様性が保全されている場所が可視化されるとともに、認定区域の面積として、生物多様性保全の程度を定量的に表すことができます。

一方で、個別の取り組みを認定して公表することで取り組みを奨励し、その取り組みを継続する動機づけとなるとともに、新規取り組みの増加が期待できます。また、認定審査の過程で、区域の生物多様性を高めるための助言を取りまとめて申請者へ還元することで、生物多様性保全の促進に繋げます。

さらに、認定区域内で生産された產品について、認定マークを使用する事を認め、市として「生物多様性に配慮した產品」として推奨していくことで、環境ブランドとして販路拡大に利用していくだくことが可能です。

こうした取り組みを通じ、単に生物多様性を保全するのみならず、地域で主体的に活動する人材を育成するとともに、地域の経済活動を活性化させることを目指していきます。



かめやま生物多様性共生区域

#### 5. 『かめやま生物多様性共生区域認定制度』の流れについて

対象となるのは、個人や事業所等が所有する土地で、土地が管理され、その管理目的に関わらず、区域内に生き物が豊富に生息しているなど、生物多様性が保全されていることが条件となります。

申請できる人は、土地所有者又は土地の管理者です。所定の申請書類を作成し、生物多様性・獣害対策室へご提出いただきます。その後は、市が委嘱する審査委員により、現地確認と審査委員会を開催し、認定の可否について審査し、最終的に市が認定を行います。

認定後は、認定区域とその内容について公表するとともに、その取り組みを広く周知するとともに、認定区域内で生産される產品のPRを行っていきます。



### ●『かめやま生物多様性共生区域認定制度』の流れ

